

平成23年5月18日（水曜日）

第4回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第4回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 緑山市朗君 | 2番 | 佐藤皓一君 |
| 3番 | 高橋辰郎君 | 4番 | 伊賀光男君 |
| 5番 | 阿部幸夫君 | 6番 | 高橋利典君 |
| 7番 | 渋谷秀夫君 | 8番 | 高橋幸彦君 |
| 9番 | 尾口慶悦君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 赤間 洵君 | 12番 | 太齋雅一君 |
| 13番 | 後藤良郎君 | 14番 | 片山正弘君 |
| 15番 | 菅野良雄君 | 16番 | 今野 章君 |
| 17番 | 小幡公雄君 | 18番 | 櫻井公一君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|--------------|---------|
| 町 長 | 大橋健男君 |
| 副 町 長 | 西村晃一君 |
| 総務課長 | 高平功悦君 |
| 企画調整課長 | 小松良一君 |
| 財務課長 | 熊谷清一君 |
| 町民福祉課長 | 安部新也君 |
| 産業観光課長 | 阿部祐一君 |
| 建設課長 | 中西 傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐々木千代志君 |
| 水道事業所長 | 丹野 茂君 |
| 危機管理監兼環境防災班長 | 櫻井光之君 |
| 総務管理班長 | 佐藤 進君 |
| 税務班長 | 山口俊江君 |
| 教育 長 | 米川 稔君 |

教 育 課 長

亀 井 純 君

選挙管理委員会事務局長

中 村 寛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫

主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 5 月 1 8 日 (水曜日) 午後 1 時 3 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 会期の決定

5 月 1 8 日の 1 日間

Ⅱ 第 3 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町町税条例の一部改正)

Ⅱ 第 4 議案第 5 6 号 松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

Ⅱ 第 5 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、ご苦労さまです。

平成23年第4回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。 [REDACTED] ほか4

名です。それでは、町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第4回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、東北地方太平洋沖地震に伴う松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定1件、震災に伴う災害見舞金及び損壊家屋ほか解体事業費等の平成23年度補正予算が1件であります。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、東日本大震災に伴う町の最新の被害状況につきましては、本日お配りしております資料のとおりであり、下線部分が前回と比べて修正したものであります。

また、復興の基本方針、復興計画の策定、復旧及び復興関係の各種施策の推進のため、5月16日に松島町震災復興推進本部を設置したところでありますので、ご報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番伊賀光男議員、5番阿部幸夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第55号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第55号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年5月6日、松島町町税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりその承認を求める。

平成23年5月18日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成23年4月27日に公布、同日施行、あわせて同法施行令も施行されたことにより、松島町町税条例の一部改正について専決処分を行ったところがあります。

今回の改正は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることから、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として措置するものであります。

改正の主な内容につきましては、個人町民税の雑損控除の特例としまして、住宅や家財等に係る損失控除について、平成23年度町民税での適用を可能とするものであります。

また、住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、残存期間の継続適用を可能とするものであります。

さらに、固定資産税、都市計画税の特例としまして、被災住宅の敷地等を被災前同様の軽減を適用するための手続を規定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

まず、議員の皆様には、条例に関する説明資料というものがあるかと思います。それから、資料ということで、雑損控除の特例（第 22 条関係）という資料、それから国税局から出されております「東日本大震災による災害を受けられた方へ」というもの、後から配ったと思います。今配付されているかと思います。この三つを用いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の一部改正につきましては、今提案理由の中で申し上げましたとおり、大きく三つのことについて特例を設けたものであります。これにつきましては、松島町の条例の附則、最後の条文が附則第 21 条になっています。今回は、そこに 3 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条というふうに三つの条文を加えるということですので、いつもですと新旧対照表がつけ加わるわけですが、今回は新たに変わったということをつけておりません。そういうことで説明を申し上げます。

まず、22 条関係であります。これにつきましては、住民税の雑損控除の特例であります。これにつきましては、自己または生計を一緒にしている親族とか、そういう方になるわけですが、本来、震災は平成 23 年 3 月 11 日に発生しているわけですが、これが平成 22 年に発生したというか、損害を受けたということで損失額を控除することができるということを明記したもののなのですけれども、その内容について資料で説明したいと思います。

雑損控除の特例（第 22 条関係）、これでいきますと、現行は、実際に震災があったのが平成 23 年 3 月ということで、バツで震災損失と書いてあります。ここで発生しますと、住民税の適用が、本来ですと平成 24 年になるという形であります。それではということなので、今回の改正では、この震災の損失を平成 22 年分に発生したということにして、平成 23 年度分の住民税にも適用可能と。ただし、これは最初に条文がありますけれども、平成 23 年度も平成 24 年度も納税者の選択でよろしいですと、どちらでもよろしいですという選択にはなりますが、今回の条文では改正のとおり平成 22 年に発生したこととして、雑損控除の手続をして構いませんと。その場合の手続について、申告等の手続について、この 22 条関係は明記したものであります。

次に、第 23 条関係であります。第 23 条につきましては、住宅の借入金等特別控除の適用期間に係る特例、要は住宅ローンの特例に関するものです。それで、今回の震災によりまして、住宅が流されたり、滅失したり、あるいは住むことができなくなった場合の適用として、今住宅ローンの特別控除は 10 年間ありますが、例えばまだ 5 年間ありますよというときには、家

がそのままあるものとして、5年間住宅ローンの適用をしますよという内容のことでございます。それらの読みかえ規定をしたものでございます。

次に、第24条、これは固定資産税、都市計画税に関するものでありますけれども、先ほど住宅ローンは建物の話をしましたけれども、今度、第24条では土地のことについて明記したものであります。震災で住宅がなくなったという形になりますと、本来、住宅用地でありませんで、通常の特例がなくなりますけれども、今回は住宅がなくなっても、あるいは住宅に供する用途の建物が出て、被災後10年間はそこに建物が建っているという形、住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の特例措置をしますよという内容になります。

それにつきましては、資料の第24条関係ということでつけ加えておりますけれども、従前のおり、建物が滅失あるいは住むことができなくなった場合でも、固定資産税、都市計画税については、今までどおり6分の1とか3分の1の特例措置を行います。ただ、ここには小規模住宅とか一般住宅と書いてありますけれども、小規模住宅というのは200平方メートルまで、それ以上につきましては一般住宅、その他住宅として取り扱うという内容であります。

あと、ちょっと戻りまして大変申しわけありませんが、資料で「東日本大震災により被害を受けられた方へ」ということの計算例で簡単に説明申し上げます。これで、住宅に対する損失の計算の考え方で大きく二つ、家財もあるわけですけれども、通常これは今までは簡便法とか、そういう言葉で使っていたかと思えますけれども、税務署の方に確認したら、今は合理的な計算方法というような言い方で取り扱っているようです。

それで、一つの計算例として、住宅に対する損失額の計算の中でご説明しますが、損失額で取得価格がわかっている場合については、従来に基づいて計算すればよろしいかと思うのですが、取得価格が明らかでない、20年、30年前に建ててわからないというようなときには、1平方メートル当たりの工事費用を、裏に別表1ということで記載しておりますけれども、こういう1平方メートル当たりの単価を掛けて計算するのですという中身になります。

ここで、被害割合の算出なのですけれども、裏の別表3の方に損壊と浸水という二つがあります。被害割合が100%であれば、100%以上になることはまずないということになります。それで、損壊と浸水、両方を足して計算をすると、100%を超えれば、130%となれば100%で計算するという形になりまして、損壊と浸水を合わせて、被害割合を出して計算をするという流れになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 一つ質問をさせていただきたいのでありますが、なぜ専決なのか。私は何回も言っているわけでありましたが、なぜ専決なのか。これを一つお聞きしたいわけでありませぬ。法律が4月27日に改正になりましたと。私らの臨時議会の招集が4月28日にあったわけです。そして、専決が5月6日付となっていますから5月6日だと思うのでありますが、その日は、私ら議会で特別委員会を設けているわけです。当日、来ているのです。来ているのに、専決をしなければならない理由というものはあるのかどうか。議会で議決したやつを、町長らに仕事をしてもらおうのですよ。二院制というのはそういうことなのです。予算も、議会で議決した範囲であなたたちにさせていただくと。条例も、私たちが議決をしたやつで条例を運用させていただくと、こういうことなのです。それなのに、議会がここに来て、私ら議会に入って仕事をしているのに、いやいや、議を開くいとまがなかったから専決ですよということは、あっていいのですか。議会軽視になりませんか。私は何回も言っているので申しわけないのでありますが、財務課長がわからないのなら、総務課長は議会の局長をやっていたんですよ。そこらが、こういうものについて、庁議や何かで議論しなかったのですか。まず、それを一つお聞きしておきたいわけでありませぬ。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、公布が27日ということで、28日に臨時会があったのでというお話でございます。

それで、今回の国からの通知につきましては、公布されたということで我々町の方に来たのは、4月27日の夜10時半、10時35分ごろに公布されたということで、実際町の方で私たちが確認したのは、ちょっとその時間帯にいませんでしたので、28日。27日の夜10時35分ごろに公布されたということで、県からのメールで入っていました。

それなのですけれども、そういうことは事前に、よく昔で言う準則ですか。今は準則とは言わなく、令とかという言い方をさせていただきますけれども、その令が、通常、普通の条例改正であれば、何十日とか半月とか、いっぱい来るのですけれども、実際我々の地方税法の条例案、改正案がメールで来ていますが、25日の夜に入りました。入って、その内容については、まだ我々は何を言っているか、全体で入ってきているから、中身は読み取れなかった。その詳細についても、まだ不明なところもあったということで作業を進めていました。そして、27日の夜11時過ぎに、これはメールで確認とれますけれども、過ぎに、この条例案の正誤表がまず入ってきたのは知っていました。等々の作業がありまして、確かに28日に臨時会はあったのですけれども、このときに提案できるだけの実務上の詳細、中身にはちょっと我々として

は行かなかったと。

なおかつ、その内容についても、28日に県の方からこういうことの改正、これは地方税全体の改正であります、こういうことの改正ですよということもあまして、28日の議会については、実は詳細、ある程度中身も全然わからない、わからないという言い方も失礼かもしれませんが、我々も熟知しない形で議会の方にお話しするのはできなかったものですから、28日にはできなかったということでもあります。

それからもう一つ、5月6日に公布をさせていただいたわけですが、それから先は28日、今言ったようにできないと。我々もできないと。内容等もいろいろありまして、この辺の取り扱いについては、まず作業的には宮城県といろいろさせていただきました。国は27日の公布でありますけれども、その辺についてどうなんだということで、宮城県といろいろさせていただく中で、調整をさせて、指導を受ける中で、実際に住民税の5割賦というか、それにつきましては、平成23年度分については、もう印刷を発注しております。4月26日段階ではもう印刷完了、その段階で松島町としては何月何日付でやるということもあまして、5月13日付で松島町は住民税を出しているわけです。県の指導としては、それ以前に今回の条例改正をちゃんとやって、住民税、一般の方に対する対応ができるようにということで、日付はいつということではなく、そういう指導を受けました。

そういう中で、連休等々も踏まえて作業を進めていき、内容を、いろいろ指導を受けながら進めた結果、確かに5月6日に専決したという形になるわけですが、私の方もこれは大変申しわけない、5月6日に特別委員会があったということで、その辺の日付といいますか、皆さん議会お集まりのところにお話をしない、説明をしないで、同日付でしたということでございます。そういう点で、この点については大変申しわけなく思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 担当課長は申しわけないと言っているのです。町長から、何の一言もないんですよ。いいですか。5月6日に専決というのは、専決をして、そして告示簿に書いて、告示をした日でしょう。そのときには、私ら来ているんですよ。ここ、頭の、ただ専決をとって、条例の改正、別紙のとおり改正するでできるわけですよ。それをしないんですよ。庁議や何かしたときに、日程の調整というのはしないのですか。町長は答えないのだと思うのですが、おかしくないですか。

二院制というのはそういうことなんですよ。あなたたちには、議会で議決をしたやつで仕事

をしていただくと。議決した以外は仕事できないんですよ、あなたたちは。それを、議会の権限を、専決というのは、町長が独自に権限を行使して議会の権限を狭めているんですよ。条例というのは、一番大切なものではないですか。

いいですか。あの4月27日に法律に改正になったのだから、28日に言われなかったのはいいですよ。理屈並べる前に、そういうものをはっきりしなければおかしくないですかと私は言っているのです、いつでも。専決をしないで、条例を改正しなさいよと、本来であれば。この4月27日に法律になる前にインターネットでもとってみなさいよ、この案は出ているわけですよ。法律改正になって、あそこに告示されて、官報に4月27日付で載るときには、その前から出ていなければ27日に載せられないでしょう、官報に。そういうことになりませんか。町長も副町長も議会は何でもいいと思っているのですか。4月27日の官報ですよ。官報に載るときには、既に内容が出て、法律案になって、国会で通って、そしてなるんですよ、27日に。それなのに、私はいつでも言っているのですよ。専決というのは慎まなければならない。地方自治法の改正でも、専決は慎まなければならないように改正されたわけでしょう。今まで、単に町長の判断で、議会を開くいとまがなかったから専決したというのはだめなんだよと、こういうことになったわけでしょう。それなのに、こんなものを出して、そして何も言わないで、議会は皆賛成するかと思うのですよ、わからなくてですね。私は、議会議員そのものにも批判をしなければならない、これに賛成したら。そういうふうにいるんですよ。

いいですか。27日に法律改正になって、28日に臨時議会がある。そして、5月6日に専決をする。5月6日に私らは特別委員会をしていると。こういう事実から言ったら、専決するの、大体おかしくないですか。何一つないわけですよ。専決だからいいんだ、議会は何でも通るのだと、こういうことではおかしいと思うのですよ。これは町長か副町長からご返事をいただきたい。議会の軽視していないと言っているわけだ、あなたたちは。議会の軽視していませんと言っているわけです。何回も聞いているわけです。ところが、これでは軽視ではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 確かにご指摘のとおり、事務的に専決処分の日程につきましては整合性がとれない、議会軽視ではないかというご指摘でございます。

私どもも、この27日、28日ごろに、そういう税法改正の動きというのは事前には察知していましたが、先ほど財務課長が答弁いたしましたとおり、事務的にはなかなか深夜に入ってくる公布の連絡に基づいて翌日の臨時議会というのは、そこで提案するというのは非常に難しかったのかなと思っております。

また、6日で特別委員会が開催されていて、皆さんご出席いただいたということでございまして、そのときの専決処分というのは、大変私どもとしては遺憾なことと思っております、決してその議会を軽視したわけではございませんけれども、結果的にはこういう形になってしまったということで、大変申しわけなかったと考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これ以上ないのだと思うのでありますが、何回も申しわけございませんでした、申しわけございませんでしたと今まで来ているわけです。今度も申しわけございませんでしたと終わっているわけです。本当に本気になって考えるのであれば、議会を大切にしなければいけないのです。議員を大切にしろと言っているのではないですよ。議会を大切にしなければならぬ。あなたたちが常勤でいるように、議会は常勤でないわけですから、その常勤でない議員が議決をしたやつを、あなたたちにしてもらっているわけです。あなたたちにこの権限があるのではないんです。特例として、専決というのは認めるよと。本則は議決するのは議会ですから、こういうことを間違わないでほしいと。

いいですか。特に総務課長なんかは、議会の局長をやられて、いつでもわかっているわけですから、この内容は。そして、黙っているというのはおかしいわけで、庁議のときに十分、連絡調整をするために庁議をやっているわけでしょう。議会の局長も言わなかったのかどうかわかりませんが、日程聞かれたら、5月6日にはやれますよと言うと思うのですよ。言っても、そんなものいやと無視をしたのかどうかわかりませんが、そういうことは、私は町長不信任を出そうかと思ったぐらいです。本当に重大な問題だと思うのです。内容的には大したものがないからということをするなんていうのは、本当に侮辱な話だと思うのです。その辺は皆さんがどう判断するのかわかりませんが。

それから、この22条も、皆さんに理解をしてもらうのに、こういうふうなのですよとさっき説明していただきましたが、これを見て一般の人たちはわからないと思うのです。こういう問題はと言われても、私もわかりません。こういう計算をするのですよ、文章でこういうのですよと。だから、そうしてくると、こういうものを具体的にこの層に入ると、住民の申告された人でもわかると思うのです。所得税を納めない人で該当してくるのは、所得税と住民税の控除額の差だけしかないと思うのです。その人たちに親切に周知をする方法というのは考えているのですか。

○議長（櫻井公一君） はい、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 雑損控除の計算とか、仕方とか、その所得、これを見てわかる方なのですけれども、どのようにして周知をしていくかという話になるかと思えます。今の時期ですと、これからの広報もしかり、それから通常広報であったり、それからホームページとかという形になるかと思えますけれども、そういうことで基本的にはまず対応していくと。それから、窓口、いろいろな形、今、罹災照明、それから税の控除、それから雑損、いろいろな形でそういう該当者が毎日のようにご相談に来ています。そういう現実の窓口の中でも対応していきたいと。

それで、これはどんな計算をするかということ、税務署からいただいて、こんな計算をする。確かにこれを見ただけで難しいかなというところもあります。ただ、書いていることはそんなに大したことは書いてはいないのですけれども、逆に言えば、これは説明的な資料で、実際に計算する表みたいなのが実務であります。そういうので具体的に説明していくようになると思えます。

実際、今言った住民税、それから所得税の基礎控除とかいろいろなこともありますが、まずここに被害の雑損控除ですから、今度の震災でどのぐらい被害があったかというところが、まず基本的になっていく。そういうもろもろの計算式が該当してきますので、どういう形かで、わかりやすい方法で、窓口とかホームページとか何かについては、書式的なものなので限界はあるかなと思えますけれども、実務的な話として、窓口、今いっぱい来られていますので、そういう対応がメインになっていくのではないかと思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） よくホームページ、ホームページという話が出てくるんですけども、インターネット接続をしない、パソコンも持っていない人たちもかなりいるわけです。だから、わかる人だけにわかってもらうだけではなしに、わからない人こそ大切なのです。そういう人たちに、いかに浸透させていくかと、これが行政の仕事だと思うのです。わかる人は、役場からもらわないうちに見て、こうだな、ああだとわかっているのです。わからない人にわからせる方法を十分考えていただきたいと思うわけです。

それから、固定資産税も都市計画税も同じなのですが、これもほとんどわからないと思うのです。建てたばかりの人とか、そういう人ならわかるけれども、あとはこれ見て、何年だから何ぼにしろと言われたって、わからない人が多いのです。恐らく財務課の人たちに試験でもさせたら、答え出ない人は何ぼでもあると思うのです。そのぐらい、こういうのは難しいのです。だから、そういう人たちに十分理解していただくような方策をとっていただかなければならな

いと思うわけです。

それから、こいつはいつまでかかってもいいのですか、申請は。附則には、いつまでという
なにはない。ことししなくても、来年してもいいということだから、いつまでたってもいいと
いうことになるのですか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、最初の住民への説明ですけれども、ちょっと説明不足もあり
ましたけれども、町と、それから税務署、国の機関ですね。こういう実際の雑損控除できる、
出ている方ということで、一つのあれとしては、避難所なんかで全部、松島の住民、松島以外
の住民関係なく、これは同一的な考え方だよということもありますので、避難所とか、そうい
う説明会も松島ですと 23 日あたり一緒にしましょうかと、この辺の内容を説明していきまし
ょうという流れもあります。

それから、日にちいつまでもかという話ですけれども、これは申告の手續等々があります。
そういうことで、1月 31 日という一つの中では記載しております。今回の被害は、例えば 1
年とか半年で、実際にそれが全部できるかというところが一つ課題にあります。これは松島町
ばかりではなく、ほかの市も県も同じです。この辺については、少し臨機応変という言葉は
悪いですけれども、それなりの対応をしていかななくてはいけないのではないかと。1年間で物
事をちゃんとできるものではないだろうというところの基本的な考え方もあります。一つの流
れとして、そういう考え方で今進んでおります。ただ、1月 31 日まで、一つの申告なら申告
の手續を踏んでくださいと。その中でも、まだ業者が決まらなくて費用が出ないとか、いっば
い出てくるかと思えます。これらについても、それなりに対応していかななくてはいけないとい
うことで、今県税とか税務署といろいろ相談をさせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 今、説明会の話が出たわけでありますが、説明も、死亡とか負傷とか何
とかの金が出ますよ、半壊、大規模半壊には応急費用が出ますよ、義援金が出ますよ、見舞金
が出ますよとおのおのがあるわけでしょう。あれを皆見て、一つ一つなってくると、わけわか
らなくなるんですよ。だから、そうしてくると、どっちに来てもですよ、見舞金もらいに来て
も罹災証明見ればわかるわけだから、あなたのはこれも該当するよと。だから、そこに行って
みなさいと、こういうふうな親切ななにをする考えを持っていますか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 考えを持っているかというお話でございますけれども、今言った支

援金の話、税の控除ということになると、基本的に税だけではなく、いろいろな福祉とか、例えばさっきの解体の費用とか、いろいろなことにつながる案件かと思います。この辺については、うちの方で総合窓口的なものも対応しております。そういう中で、情動的なものは一括した感じで、同じような状態に対応していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） はい、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方から補足したいと思いますけれども、今回5月号の広報まつしま別冊で、被災者に対する支援制度という別刷りで皆さんにお配りしております。今回、また新たな制度が加わりますので、なるべく、広報まつしまの中に書き込んでしまうのでは、ちょっと紛れ込んでわかりにくいということもございましたので、これの別冊の第2号という形で出したいなどは考えておりますし、あと総合窓口という形で窓口を設置しておりますので、その中で、同じ方がさまざまな支援制度の対象となるということが当然考えられますので、そういったアドバイス、あるいはご助言等々を、努めてやっていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 住民は、役場に来るとおっかながって、何言われるんだべなと思って、直接言いたいことも言えない人もいるわけです。だから、そのときに、来たお客さんに、こういうものがありますよ、こういうところにも相談すればいいですよと、こういうふうななにを、役場の中の連携をとって、どちらさ行ってもわかるようにしておいてほしいと。

これは私も持ってきたんですよ。持ってきたけれども、こんなものと言って悪いけれども、こいつを見て、皆わかるのでは、本当に神様みたいな人ですよ。こいつ見て、実際中身ね、私、こいつも該当する、こいつも該当するというのがわかる人は、本当に数少ないと思うのです。だから、その辺は十分に配慮して、本当にこのような大災害が起きたわけでありますから、単に事務的に処理をしないでやってほしいと、こういう要望をしておきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 私もお聞きいたしますけれども、今の議員の発言に対して、申しわけないというような答えでした。申しわけないということは、わびているわけですから、どうなのかなと。議会としてどうなのかなと感ずるのです。特に、こういうものに議員が賛成したらおかしいとまで言われますと、どうしたらいいのだろうなという思いがしたのです。

そこで伺いますけれども、その申しわけないというのは、会議を開かなかったことが申しわけないのか、専決処分したのが申しわけなかったのか、どちらの申しわけないのか聞かせてほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議会を招集するいとまがなくて専決処分に至ったということでございまして、その辺は我々も従来から十分注意して進めていたところでございます。そういったことを含めまして、結果として、こういう形になってしまったということを申しわけないということでお話ししたということでございます。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ですから、何度も同じような指摘をされているわけです。ですから、そういうことのないようにしてほしいのです。議会人としたら情けないんです。二院制として、常に議会側に向かって申しわけないとか、そういうことばかりでは、だめだと思うのです。これなんか、決して悪いことでないですよ。反対する人いますか、こんなものに。雑損控除を早くしましょう。しかも、5年も伸ばして、土地の評価は安くしましょう。いいことですよ。反対できますか。いいことだったので、専決して早くしたんだという思いがありませんでしたか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 本当は、議会軽視ということではないんです。平成 17 年に専決そのものの考え方が、安易にしてはだめだということで、平成 17 年に分科会の中でも、議会はこれだけ重要だよということで、私も3月まで議会の事務局長にいたということで、先ほど尾口議員に言われましたけれども、私も安易に議会軽視ということで、これは専決処分したわけでは……。だったら、あえて、この5月6日に特別委員会があった日にあえてするかということが、逆にですね、あると思います。だから、言いわけになると思うのですけれども、特別委員会があった日はわかりました。本当は納税通知が送達された日までとなると、一応5月13日というのが期限だったものですから、実際は5月12日とか11日でもよかったということは、今となればあります。では、その間に何をやっていたのだということ、今回の大震災の中で、なかなか国で、あと地方税で、情報が文書として来るのが、明確に来たのも、あと解説が来たのもぎりぎりになった、解説は後ということもあったので、こういう形になったと。言いわけにはなりませんけれども、議会軽視としてこのような形になったわけではありませぬので、すみませんでした。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 専決処分の執行側の一つの権限としてあるわけです。ですから、議会のたびに申しわけなかったという答えを出すような形ではなく、きちんとした説明ができるよう

にして専決してください。それを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 税条例なんていうのは、皆利益処分ですよ。ただ、私は議員としておかしいと思う。専決したことがいいということで認めることがおかしいんだと言っているのですよ、私は。専決してよかったんだと、こういうことがおかしいのではないかと。その日やっているわけですから、議会を。では、議会何もすることないんでないかと。条例も何も議論することないのでないかと。いいことするのであれば、皆専決してですよ。それはおかしいのではないかと。専決することがおかしいと言っているのです、私は。

内容的には、今15番だか14番議員が言うように、条例なんていうのは、今皆利益処分ですから、ほとんど。控除額を上げたり、それは皆利益処分なんです。そうでなければ、皆専決処分でもいいのだと言うならば、議会要らないのではないですか。私はそう思って申し上げたのであります。

○議長（櫻井公一君） 専決処分の考え方につきましては、9番尾口慶悦議員、それから15番菅野良雄議員からいろいろ出ましたが、あと各議員でよく検討していただきたいと思います。

はい、他に今野 章議員。

○16番（今野 章君） 専決は既に終わったと、こういうことになっているわけですが、これは尾口議員が言われたように、できればしないで、議会でちゃんと審議ができるという状態がやはり好ましいものだとは私も理解をしております。ただ、菅野議員が言われたように、否決する中身でないのも事実だということであるとは思っております。

それで、私が聞きたいのは、先ほど尾口議員が質問した期間の問題なのですが、いついつというふうにきちんと切るということはしないという答弁だったような感じなのですが、言ってみれば5年間繰り越しができると。控除について、5年間繰り越しができてきますよということになるので、5年間の間の中で初期の雑損控除の申告をすればいつでもできるのかどうかです。その辺ちょっと確認しておきたいと思います。

あと、この資料については、私が国税庁のホームページを見ていて、簡単にできる方法があるということで、難しいですよ、こういうものもないとさらに難しいので、ぜひわかりやすくしていただく上でも、こういう資料があるので皆さんにお配りしたらいかがですかということを出してもらった部分もあるかと思っております。これを見ても、確かに難しいと言えば難しいのですが、国税庁が簡便的な合理的な計算方法ということで、今回の震災に応じて出しているものですから、所得税の控除をする際には非常に役に立つのではないかと私は思っており

ます。こういうものを、実際に私は、計算、よく見てもらえればできるのではないかという思うのです。これ自体を被災された皆さんのところにお配りするとか、そこら辺まで考えて、周知徹底もしていただきたいと思うのですが、その2点についてお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、その期限の問題は1月31日となります。住宅ローンでは1月1日とか、その期限は記載のとおり1月31日。これはこれで一つ動きますよという形。ただ、今世の中の工事、復旧する、解体する、現実の問題として、では今年中にできるかという課題が残っています。この取り扱いをどうするかということがあって、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、ですから24とか25、そういうふうになる方も出てくるけれども、それはそれとして対応すると。その段階で、また5年とか何かで対応していくという形になります。そういうふうにしていかないと、現実、額が出ていないところでやるのは大変です。ただ、そのときに条件があるのは、本当は平成22年に被災があったのだよということを申し添えていただいてという条件が入ります。でないと、何かほかに、平成24年であれば、平成24年での雑損控除があるかもしれません。それと何かあるかもしれません。その平成22年と分けた形、その申し出を踏まえて、後年度に対しても対応していく必要があるという話で、今していかなければならないと。そういうことで現場の方は今対応させていただいているということですよ。

それから、雑損控除の簡便報のことについては、もっとわかりやすく、もっと住民にはつきりという形です。これらについては、実務の方で、実際に計算法、これだけ見ると、ちょっと数字いじる人はわかるかもしれませんが、そうでない人はちょっと理解に苦しむかなというところもありますので、その辺については、いろいろな形で周知あるいは窓口業務とか、いろいろな形を使いながら対応していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） はい、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 大体わかったのですが、そうすると毎年度、原則的には1月31日までにそういう意見というか、申し出書を出さなければだめだということになるのかですね。それを出しておけば、損害控除は翌年度以降であっても、損害控除の申請の最初の時点ですよ。これが、平成23年だけではなくて、平成24年とか平成25年でもいいのかです。そこから5年ということになるのか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 多分勘違いしたところもあるかもしれません。

雑損控除については1回出せばいいと。そこで引き切れない場合には、簡単に言えば、次年度以降に差引勘定していきますよと。今までは3年だったのですけれども、繰り越し分が、今回の震災で多分大きな記載があるかもしれないので、5年間の繰り越し、申請的には1回。ただ、当初、ことしであれば間に合わない人が出てきたときの対応というのは、先ほどお話しした内容で動いていくというふうになります。

○議長（櫻井公一君） はい、今野 章議員。

○16番（今野 章君） だから、要するに、結局間に合わない人が出てくるので、その間に合わない税込みは、大体翌年度あたりまでしか見ないのか、あるいは2年、3年という後まで見るのかと、その最初の申請の時点というのはどこまで余裕を見ているのかということなんです。

○議長（櫻井公一君） はい、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 復旧に係る費用等々がわかる時点で、例えば今年度、今年度という言い方おかしいですね、平成 22 年に発生したのですから。そういうふうにわかった段階で申告していけば、その段階で終わり、あと引き切れなければ後年以降となります。平成 23 年度で雑損控除で引き切れない場合の対応として繰り越しがある。

その次に、ことし申告しないで、結局申告できないと。費用がわからない、申告できない。そういう場合は、来年に申告してもらおうと。ただし、その申告のときに、さっき言ったとおり、これは平成 22 年のやつだよということをお話というか、何というのですか、説明があつて、平成 24 年からスタート……。

○議長（櫻井公一君） はい、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ちょっと、もう1回。

すぐに雑損控除の計算ができないというのは、要するに工事ができないと。お金がないし、できないよと。何年間か置いてしまうケースも生まれる可能性があるわけでしょう。そのときに、最初の雑損控除の申告時期というのはいつまでもいいのかと。5年間繰り越せるのはわかるんですよ、それは。だけど、最初の申告すべき時期というのは、いつまでも繰り越せるのか。お金ができた時点で計算するわけでしょう、結局。そこがどこなのかということなの。

○議長（櫻井公一君） 財務課長、大丈夫。はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 最初の年でできなかつたら、いつまで待ってくれるのかという質問かなと思ったのですけれども、今、うちら方でつかんでいる、税務署とかいろいろつかんでいることでは、雑損控除の費用が、かかった費用が出た段階、出るまでと言われていています。結局、業者に発注して額が出ないうちは出ないだろうということ。ただ、5年とか10年という話で

はなく、多分、今の税務署との話とか、町としては二、三年ぐらいが一つのめどだろうと。そのころには額がちゃんと、業者も対応してくれて、できるだろうと。だから、ことしだめでも、来年、23とか24に申告の手続を踏んでください。そのときに、この記載については、平成22年度で起きたことですよということを申し添えてほしいと。松島町について、どれだけあるかわかりませんが、そういう例が出てくるかわかりませんが、そういう対応の中だと考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） いや、だから、業者が二、三年かけてやるというのは、事業が発注されれば、それは計算できるでしょうという話でしょう。発注できない人も、中には出てくる可能性があるわけだね。金がないということで、片づけてほしくても頼めない人っているわけでしょう。例えばうちが壊れたよと。全壊でも半壊でもない、一部損壊だと。片づけて、瓦れきや何かがいっぱい出たと。家財被害が出たと、こういうのも雑損控除に入っていくわけでしょう。その場合に、それを始末するお金がなかなかできないと。そのために事業者に頼めないという人も出てくるのではないかと思うわけ。そうしたら、これはそのお金がたまらないとできなくなるわけだから、5年後でも10年後でも、それは雑損控除の対象にできるのかと。1月31日までに被災を受けたものが残っているのですよという申請をしておけば。

○議長（櫻井公一君） はい、今の質問についてよろしいですか。内容を把握しましたか。変な話、平成24年度、平成25年度、3年でも4年でもたってからの申請でも構わないのかということ。はい、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今我々が話している、それはいつまでというふうにはなく、今言った、例えば解体費用がないと。それであれば、別な、今国の事業でそういうものは見るよとか、いっぱい出てきています。そういうのを使いながら、建物、被災については、さっき言ったみたいなのやつで計算はできたりします。そういうものでできる。解体費用もできる。そういう段階で、わかった段階で申告していただいて、それについて対応していくという形になります。ただ、その辺の費用がどの段階で出せるかというのが、なかなか年度内、平成23年なら平成23年では難しい人も出てくるだろうという取り扱いとして、今言った……。

○議長（櫻井公一君） はい、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） いや、だから、難しい人が出てくるんでしょう。平成22年度分で控除することが難しい人が出てくると。それがどんどんずれ込む人も出てくる可能性はあるでしょうと言っているわけ、私は。だから、それはいわゆる5年間繰り延べる期間の中での5年という

中で必ず見てくださいよという考え方になるのか、あるいはそれを超えても、毎年度、これは東日本大震災で被った雑損控除に当たる部分のものなのですからということ申請しておけば、5年過ぎてもやれるのかということなのです。

○議長（櫻井公一君） 答弁の整理は要りませんか。ちょっと答弁を整理してください。はい、答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） えっと、私の説明もあれだったのですけれども、5年、一つの人で5年以内にというのがあります。ですから、今回やって、その5年以内で、そういう申し添えがくっつけば、5年以内であればいいということの取り扱いになります。

○議長（櫻井公一君） 5年以内、よろしいですか。はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ちょっと関連するんだけれども、5年で終わりということなのか、例えば10年かけて直していく人もいるわけさ。ことしはここ直す、来年はここ直すと、10年ぐらいかけて直す人もいるでしょう、お金なくて、例えばの話です。そのときに、でも5年で終わりなんですということなのか、この被災であれば、支払いが終わるまで見るのかということなのさ。よくわからない。聞いている方もわからなくなってきたけれども。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 関連ということで私からなんですけれども、雑損は5年ぐらいの間にしてもらおうよということです。今、今野議員が言われているのは、要するに、雑損はしてもしなくても計算できるんです。ただ、保険とか、あと支援制度で補てんされれば、その分が極端に言うと、ゼロになれば雑損にならないということなんです。雑損は計算できるんです、今すぐ簡便法で。ただ、これが100万円かかったよと。生命保険入るよと。あと、支援制度とかいろいろのが入りますよとなった場合、それがオーバーフローすれば、当然雑損控除には該当しないということなので、直すのが5年かかる、10年かかる、それはここの中では考慮されないので。あくまでも補てんされる生命保険とか、そういうのをしても、マイナスで雑損になればなりますよということなのです。

○議長（櫻井公一君） はい、よろしいですか。はい、3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） この案件の賛否について、非常に今頭を悩ましています。今野議員が言ったように、それでは今野議員と限定しませんが、今までの論議の中にあつたように、これを否決してしまうと、不利益を被る住民が生まれます。まして、国の制度の中で生まれてきて、ここで提案されていますから、反対しづらいのは山々であります。

ただ、残念に思うのは、二元制ですから、執行当局の皆さんの独走を許さない。住民の代表

がきちんとチェックを入れるというのが議会の立場ですから、そこも町長はよく知っているはずだと思います。ですから、その日、私たちがここで議場で真剣に震災対策について論議していることを知っているのだとすれば、ちょっと顔を出して事情を説明してもよかったですろうと。今次提案に当たっても、このような議会軽視などと言われる前に説明してもよかったですろうと思います。鋭く追求されて、問題点を指摘されて、初めて言葉の中で申しわけないというのが出てくるのも、これも聞いていて、非常に聞き苦しい。今までの議会でも何度あなた方は議会軽視と言われましたか。少し考えていただきたい。

私たちが、賛成、反対を明確にできると。それは、住民のために胸を張って賛成に立つということを、私たちに与えるのもあなた方の責任なんです。ただ、いかんせん、残念ながら、今までの事例では、議会軽視と言われてもやむを得ないと思われるものが、私自身たくさんあったらろうと思っています。反省すべきだらうと思います。そのことだけ申し上げて、以後きちんと対応していただきたいということを切望しておきます。特段答弁を求めるための挙手ではありませんでしたが、問題指摘だということにとらえてください。

○議長（櫻井公一君） はい、他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対の方の発言を許しますが、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第 55 号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第 55 号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 56 号 松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第 4、議案第 56 号松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第 56 号

松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定について

松島町商工業災害再建資金貸付条例を次のように定める。

平成23年5月18日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 議案第56号松島町商工業災害再建資金貸付条例について提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による被害は、本町にとって甚大なものになっており、商工業者の方々の事業運営に多大な影響を与えております。

今回の震災による商工業者の方々の事業再建、支援対策としまして、松島町商工業災害再建資金貸付条例の制定を提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番伊賀光男議員。

- 4番（伊賀光男君） 一つだけ確認しておきたいのですが、これは松島町単独でつくった条例だと思うのですが、これは中小企業の振興資金がありましたね、今まで。それと併用できるのかどうか、その辺の確認だけでございます。

- 議長（櫻井公一君） はい、阿部産業観光課長。

- 産業観光課長（阿部祐一君） 併用して利用することができます。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） よろしいですか。はい、他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） この貸付条例なのですが、これは商工会あたりからの要望か何かあったために出すのですか。まず一番、それをお聞きしておきますか。

- 議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

- 産業観光課長（阿部祐一君） 商工会からの要望はございませんでした。町の方で、町内の零細企業の方で、やはり資金の融資についてご相談されたケースもございましたので、町の方で先行して、今回の条例制定になったわけでございます。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） さっき伊賀議員が言ったんだけど、振興資金ではなく、小口融資というのがあるの、その下に。それでも300万円なんです。そして、それは保証人要らないんですよ、いいですか。保証人要らないで300万円。こいつ、100万円しかと言ったら大変申しわ

けない、100万円でも大金なのですが、100万円しか貸さないで、保証人つけなければいけないんです。これはどんなものですか。小口融資は、当然保証協会の保証がつくからということだと思っておりますが、これにもつけることはできなかったのかどうか、保証協会の保証ですよ。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに小口融資資金につきましては、銀行と町と信用保証協会、三者で覚書を締結いたしまして、町が預託した金額の5倍以内ということで貸し出ししているわけでございます。

この制度につきましては、今回の災害きりだということもございまして、町が直接被災を受けた商工業者に貸し付けするというのもございましたので、今回は保証協会との保証はしてございません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 小口融資は預託して、預託するというのは、その何倍も貸すから預託して、その限度内でやれということ。預託しなくたってできるわけですから。預託しなくてもね。限度額まで貸しますよと、こうなればできるわけです。そうしてくると、保証協会の保証はつけられるのではないかという気がするわけ。私は、その中身までわかりませんのでお聞きするのでありますが、そうすると、保証協会の保証をつけなければ、保証をつけたって、払わなければ、町でも負担の割合で負担しなければならないわけですが、保証をつけておけば借りる方も容易に借りられるだろうと。そして、無保証でいいと。こうなれば、本当に商工業者の災害再建資金には有効な手だてだろうと。そうでなければ、100万円ぐらい借りられなければ、これは保証なんかならないと。保証になったら、払わなければならないからというので、これも難しいのではないかという気がするわけですが、そういうことまでお考えにならなかったのかどうかです。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに小口資金につきましては、保証協会は保証をつけるということですが、今回の商工会の再建貸付資金につきましては、今回の災害により被災を受けた方々と。小口資金につきましては、今後も継続して残していくという制度でございますし、今回の貸し付けにつきましては、あくまでも今回の災害の再建だということもございまして、町が直接保証協会との契約はできないと。金融機関と三者が介することによって、初めて成立するものですから、町が直接貸し付けする場合については、信用協会の保証とならないというこ

との確認の上、今回実施しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、これは商工会に加入する、しないでなるのですか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 商工会の会員ということを貸し付けの対象の条件とはしておりませんので、加盟していなくても貸し出しはします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、住民税の申告でも事業者になっていないと。だけど、実際は事業しているのだよと。ぶつけはつけの大工さんでも何でも、事業者ですよと。だから、貸してくださいということになれば、貸すということに理解していいのかどうか。

それから、連帯保証は、成人で禁治産者でなければだれでもいいのかと。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 保証人につきましては、支払い能力のある保証人であれば結構でございますし、あと、1問目がちょっと……。ぶつけはつけというか、うちら方であれなのですけれども、その申請があった方の実態につきまして調査させていただきまして、被災を受けているということが判明した場合につきましては、あと申請相談に乗りまして、あと委員会の中で貸し付けを決定していくということにしております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 保証人に支払い能力と言いましたが、今まで住宅に入るのも何でも、保証人をつけなさいと。保証人というのは、当然本人が払わないときは払いますという条件でありますから、連帯保証でありますから。そうすると、本当はこいつ保証になれないのではないかというのがいっぱいあるでしょう。だから、公営住宅の居住者の住宅使用料も取れないのでしょう。これはどこで判断するのですか。所得証明でもつけさせてですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 委員会の中で貸し付けすると決定しましたらば、借用書をつけていただきます。その際には、連帯保証人の印鑑証明と所得証明を提出していただくような手続にてしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、規則にそいつをうたうのですか、そういうものを。

それから、さっき委員会という話が出たのですが、委員会もつくるのですか。その規則が私
らわからないんですよ。一番大切なのは規則を見て、私らもこういう条例が出たんだぞと。あ
なた使ったらいいのでないですかと、こういう話できるわけですが、規則も何もない。そして、
借りに行ったら、規則でだめになっていたと。こういうことが出る可能性があるんですよ。だ
から、それは、規則は出せるのですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 規則案としてつくっておりますので、提出はできます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） では、議決をする前に、その案を出していただきたい。

それから、この10条に、「資金の貸付けを受けた者が偽りその他不正な手段」、ただ貸し
てけるというのだから、災害を受けたから貸してけるというのだから、偽りというのが出てく
るのですかね。これも規則にあるのですか。借りるときに、生活資金でも何でもいいわけでは
しょう、こいつ。だから、ご飯食われないから、着るものないから貸してくださいと、これでも
いいわけでしょう。そうすると、ここに言う10条の「偽りその他不正な手段により貸付けを
受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、直ちに返還させる」とこうなっているの
ですが、その条件がわからないのでは、直ちにも何もできないのでないですか。できますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 申請していただきまして、申請内容に虚偽または過ちがあった
ということが発覚した場合を想定して、10条を設けております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってください。資料の提出を求められているんだけど、
出せるの。

では、まず、9番尾口慶悦議員の質疑を受けます。

○9番（尾口慶悦君） あのね、使途、だからご飯食うのに金がないから貸してくださいとい
うのを、ご飯でないのに回したと、これは偽りになるのですか、そうすると、まずね。だから、
そういうことからいくと、何か目的があって、商工業災害再建資金貸付条例に基づく貸し付け
はこういうものに貸すんだよという条件を付しておかないと、この条文なんか、死に条文にな
りますよ、この条文は。

町長は、条例というのは大まかなのをすればいいのだと、あと中身は別なんだと、この間の
ときに言われましたが、こういうのこそ大切なんです。こいつでぎちっとしておかなければ、
行政側のそういうものは後で問題を残すということだと思ふのです。使途制限もないのに、偽

りというのはおかしいのではないかなと思うわけではありますが、今の考え方では、ちょっと理解できないのではないかね。まあ、私借りないから、商工業者でないからいいのですが、ただ、こういうことまではっきりしておかないと、今までは要綱で貸したのですが、これは改めて条例にした根拠は何なんですか。

○議長（櫻井公一君） はい、それでは、ここで資料の配付もご置きますし、あと答弁整理もさせますので、ここで会議進行1時間を経過しましたので、トイレ休憩もしたいと思います、休憩をとってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） はい、それではここで休憩をとりたいと思います。

再開を2時55分といたします。

午後2時44分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開します。

9番尾口慶悦議員の質疑に対する答弁から入ります。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） この資金につきましては、商工業の再建を目的として貸し出しする資金でございまして、その資金の使い道の内容につきましては、設備資金、運転資金、どちらでも構いませんが、申請の際に用途目的を聞きます。その中で、あと偽り等がないかと、後での不正を防止するために設けた条項でございまして、以上でございまして。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ここにあるのですか。この施行規則に、そういう条件。あんたら、勝手に今つけるのですか。ここの規則にないものを、さらに口頭ですか。規則というのは、条例をつくったから規則があるので、その下に、規則の下に口頭で、おれ、そう思ったのだと、これはないんでないですか。

そして、もし本気になって町長が、今言ったように商工業災害再建資金を貸し付けるのだとすれば、保証人をとって、思い切って使ってくださいということぐらいまでしなければ、この条例は生きてこないのではないかなと思うわけではありますが、今、産業観光課長が言った内容はどこにあるのかと。それから、この9条を除いて再提出でもしたらいいのではないですか。どうですか。

○議長（櫻井公一君） はい、最初の答弁を求めます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 議員ご指摘のありましたことにつきましては、確かに規則にはございませんが、あと貸し付けする面談の中で聞き取りしていくとっておりましたが、その分あと要綱の方に整理させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） はい、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からは、第9条の連帯保証人を外せばいいのではないかとというようなご質問だったかと思いますが、やはりあくまでも松島町としての一般財源、公金をお貸しするわけでございますので、そういった担保は、ある一定の担保は、これを外しますと、全くそういうのがなくなってしまうので、やはり連帯保証人という形でお一人ということで、それをおつけするという事で考えていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長、小口融資だって、保証人要らないんですよ。小企業小口融資貸付金、条例でないんだ、こいつね。町長ね、条例だ、条例だと手を挙げるのにいいから、こいつつくったのかどうか分かりませんが、300万円貸すのに保証人要らないんですよ。100万円貸すのに保証人要るんだ。そして、この施行規則案にもないやつをする。今度は、要綱。規則と要綱、さらに要綱だなんて言ったら、笑われませんか、こいつ。口からでまかせでなくしなければ、条例だから、申しわけないのですが、条例だから、このものにのっとって処理をしますよというふうにならないと、条例というのは生きてこないわけです。

そうすると、小口融資でさえも保証人要らないのに、100万円で保証人しろ、小口融資借りた方がかえってよくなる。そして、あと産業観光課長が言ったように、こういう事業でなければ貸しませんよと。こういうのであれば、小口融資の方がかえっていいのではないですか。預託があって、3倍だか5倍銀行で出しますよと言っているわけだから。

ただ、今までの小口融資は町が現実に貸し出しに口を入れられなくて、商工会とあとは銀行、金融機関との話で、金融機関がだめだと言えだめなんだよとなっていたから、比較的利用が悪かったわけです。私は銀行にも行ったし、商工会にも行って聞いたんです。それでさえも、300万円で無保証なんです。100万円で保証つけて、規則にないやつを、今度は産業観光課長が思いついたように、これこれこういうのですよと。これに挙げなさいよ、そういうのであれば。条件を、こういう条件で貸しますよということを挙げなければ、おかしくなりませんか。

○議長（櫻井公一君） それでは、まず保証人の考え方についての答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私どもで考えている商工業災害再建資金でございますが、小口融資のかわりにつくっているわけではございません。基本的に小企業の小口融資制度も御利用いただ

いて結構なわけで、そのほかに、これで対応できないような小規模の零細企業、尾口議員ご指摘のとおり、小口融資ではなかなか金融機関が貸し付けていないのではないかと、以前からのご指摘等々もございましたので、やはりより借りやすく、町として単独でやるのはどういったものが必要なのかと。こういう災害時に、商工業者、海岸地区を歩きますと、まだまだシャッターがおりているという小規模の事業者がたくさんございます。そういった事業者に対して、何らかの施策はないのかと。

従来から、農業関係者であるとか、水産業者であるとか、そういったところには、国の方から災害復旧事業ということで、その生産基盤とかにある一定の補助というのが入ってきているわけですが、商工業者に対しては融資制度しかないのが現状でございます。したがって、町としても、より借りやすい制度ということで、このような町の単独の制度を設置してはどうかということで考えたものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、小口融資の方は金融機関との覚書等々を締結する必要がございます。それと別に、こちらは町単独でございますので、やはり先ほど申し上げましたとおり、お貸しするのに全くそういった担保をとらないというのは、公金をお貸しするわけですので、基本的には連帯保証人という形でお一人つけていただくということでございます。

それから、先ほど産業観光課長が申し上げました点につきましては、施行規則、これは案でございますので、それを反映した形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） はい、9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長ね、海岸線でシャッター通りになっている人が、100万円ばかり借りて、そして店潤沢に動くということは考えられませんよ。

それから、こいつは直すと。そういうもの、産業観光課長が言ったようななにを入れていくと。こいつ、議決をしたら、あしたあたり告示するわけでしょう。告示するとき、規則も告示になるのかな。それにつけなければだめなんですよ。公布の日から施行するだもの。あした告示すれば、あしたからされるわけでしょう。あしたから借りに来るかもしれない。こういうことになったときに、こういうものは吟味しているのかどうかわかりませんが、町長、副町長が入って、こいつはどうなんだというところまで詰めて出してもらわないと、要る人たちが要らなくなるんだ、こいつだと。50万円ぐらいずつ、かえって上げた方がいいかもしれない。100万円保証するのに頭下げて歩いて、100万円というのは大金だと思いますよ、私はね。だけれども、100万円保証になってくださいと。100万円もないのかということになると、保証人になる人がかなり考えると思いますよ。そういうことまで考えられてつくられたのかどうか

わかりませんが、そういうことだと思いますので、採決するのでしょうかから、再考もないのだと思うのでありますが、申し上げておきたい。

○議長（櫻井公一君） はい、他に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今次の災害で家屋を見ると、一部損壊334戸。商工業者については、種々商工会を通じて融資の道があります。一般サラリーマンの場合は、借りるとすれば、一番身近は労働金庫です。もしくは一般市中銀行です。これ、商工業者とあえて区切る必要はないのではないかと。むしろ一般町民の方々を大きく見た方がよかったのではないかなと、審議を聞きながら感じました。なぜ一般商工業者に限定したのか。一般被災者全体に目を通す、恩恵を与えるという角度では、いかが審議なされましたか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど私お話ししましたとおり、農林水産業者に対しては、国庫補助制度が生産基盤、例えば田んぼなり、ため池なり、そういう生産基盤に対して補助制度があると。

一方、今お話の一般町民に広げてはどうかというお話ですけれども、サラリーマンにつきましては、それは別途生産基盤というか、会社に働きに行くわけですから、そういう方に対しては、生活のための災害の援護資金等々が別途あります。

商工業者に対しては、融資制度、国の制度ではあるのですけれども、ただ、先ほどから申し上げましたとおり、有利子、利子が何%かつくとか、あるいは金融機関でのチェックが厳しいとか、いろいろございます。そういったところをかんがみたときに、そういった小規模な事業者に対して、町として、商工業者における生産基盤というか、冷蔵庫とか、例えば商売をするに当たっての道具とか、そういったものに対して支援というのが考えられないかということで、わずか100万円ばかりというご指摘もありますけれども、100万円程度でもお貸しすれば、そういった手助けになるのではないかと。その100万円だけでシャッター通りが復活するのかがというご指摘も先ほどありましたけれども、別にその100万円だけでもってやるのではなくて、さまざまな制度でお借りいただいて、町からもそういった支援をしているのだということ考えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 答弁を聞くと、もっともだなという部分もあります。しかし、サラリーマンは、私もサラリーマンを長いことやってきました。頼りにできるのは、いざというときは労働金庫だけ、一般市中銀行は意外と厳しいです。例えば、借金のための借金を申し込めば、

一般市中銀行はまずだめです。労働金庫は労働者の金庫といううたい文句の中で、この辺も弾力的にケース・バイ・ケースで対応してくれます。ですから、私は表現が適切でなかったかもしれませんが、私の聞きたい本旨は、サラリーマンを対象になぜ入れなかったのかということです。農林漁業の関係もそれぞれございます。その方はそれぞれの方策があるのかもしれませんが、サラリーマンに限っては、ありません。

例えば今次の震災で多くのサラリーマンが車に頼っています。通勤も含めて、生活も含めて、たくさん車が犠牲になったことはご存じだと思います。買いたくとも、住むうちに、例えば持っている資金を全部充当しても足りない。当然一般市中銀行から借ります。これは利息もかかります。ですから、せめて3年据え置きで無利子だというのだったら、一番困っているところにも光を当てるべきではないかと思ってお尋ねしているわけです。制度その他は、私なりに知っています。

では、聞きますが、サラリーマンの資金調達は一体どこどこがございませうか。あなたが車も流された、うちも半壊になった。こういうときに、どこを頼りますか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私ども想定いたしましたのは、災害援護資金等々が一般の方々も貸し付けできるのかなど。これが法改正になりまして、年利3%だったものが、連帯保証人がある場合は無利子というふうに制度改正、前回お配りしたものの2ページにある災害援護資金でございませうけれども、これが法改正、最近なされまして、無利子ということになりまして、連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合には1.5%と、非常に低金利でお借りすることができる等々ございませう。また、金融機関、先ほど労働金庫という事例もございませうでしたが、サラリーマンの方々の場合、そういったほかの機関、金融機関で借りることができるというのは、あろうかと思ひます。

我々着目したのは、やはり商工業者の方々、やっぱり松島、一番海岸地区の津波被害が非常に大きかったわけですね。ですので、車が流されたサラリーマンの場合にどうなるのかというお話も、今お話の中ではございませうでしたが、一番最初に観光振興、観光復興ということをお考えたわけで、そのためには商工業者に対する、松島に一番多い小規模の零細企業、これに対して資金を貸し付けしてはどうかという考え方で、これを制度化していただきたいということで御提案申し上げているところでございませう。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 観光復興の一助には確かになり得るのかもしれませう。しかし、観光に

携わって、お店も持たない、店舗を待たずしてご商売なさっておられる方。そういう数もお考えください。

そして、ここでお聞きしたいのは、この資金はどのぐらいを見ているのですか。何軒ぐらい申し込みがあるだろうと思っておられるのですか。改めて答弁の中でお尋ねしておきます。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 後ほど補正予算の方でご説明する予定でございましたけれども、一応3,000万円今回補正額として出しております。100万円掛ける30軒ということで、当面は足りるのかなと思っておりますが、お申し込みがふえてくれば、これはその後の補正ということでお願いしていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） はい、3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 耳に入ったかと思いますが、ここで私語が休憩時間にありました。保証人をつけて、100万円、だれも借りないと、こういう議員間のお話でありました。聞こえたと思いますが、30軒、やってみなければわかりませんが、私この数にいかないのではないかと思います。だったら、思い切って、大橋町政の独自町政として間口を広げてはいかがですか。そのお考えはありませんか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今のところ、商工業者に対する資金ということで条例を提案させていただいておりますので、現在のところはこれで進めていただきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これでやめますが、現在のところはという表現を使われました。菅野議員がご指摘したように、また問題の火種を残すべきではないと、答弁は、と思いますので、そこを整理してください。

○議長（櫻井公一君） はい、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 現在、御提案申し上げておりますので、商工業者に対する再建資金ということでお願いしたいと思っております。

先ほどそういうふうに私が表現申し上げたのは、今後、国の方から、あるいは施策的にいろいろ展開があるのではないかと思ったものですから、先ほどの現在のところということで表現させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） はい、他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 余り難しくなく、基本的な数字をお聞きしたいと思ったのです。この対

象事業者数ですね。これで見ますと、常時使用する従業員の数が5人以下だと言っておりますので、常時雇用する5人以下の対象事業者というのはどのくらいあったのかです。

それから、この条例で適用しようとする、いわゆる全壊、大規模半壊、半壊の事業所がどれくらいあったのかということをお教えしてほしいということです。

それからもう一つは、税金を完納するか、あるいは完納の見通しがある事業者だということなので、今被災した事業者の数がわかるのであれば、その中で完納している業者数あるいは滞納している業者数がわかっているのかどうか、それも教えてください。

それから、常時使用する従業員の数が5人ということなのですが、これは非正規でもいいのかですね。いわゆるきちんと正規に雇っている従業員が5人という趣旨なのか、パート等の非正規でもいいのか、その辺の区別も教えてください。

それから、けさの新聞ですけれども、岩手県知事ですか、県の方で事業者、商工業者や工場であるとか、そういう事業を営んでいらっしゃる方々に対して、損害の2分の1、半額補助、限度額200万円でしたか、ぐらゐの補助をしていこうという記事がありました。それぞれ岩手県内の各自治体と協議をして、多分折半でそういうものを保証していこうという話になるのかなと思うのですが、言ってみれば、宮城県も同じように、大変被災した事業者が多いということになっているわけで、そういう事業者の人たちのきちんと救い上げていくということも、これは経済の立て直しの上でも非常に大事だと思うのですが、町としてそういう県に対する要望等を、何か県にこういう問題でこうしてほしいと今挙げているものがどんな形であるのかですね。その辺ありましたら、これに関連してになるわけですが、教えていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 予定している事業所の数でございますが、5人以下の事業所につきましても、全体で松島町内に事業所数が600ほどあります。そのうち5人以下というのが450でございます。あと、今回罹災証明もしくは被災証明を提出されている事業者が50軒ほどございます。その中で30軒ということで見っておりますが、その50軒の方の納税状況が完納しているかということについては、まだ調べてはございません。

あと、政府、国への要望でございますが、今の段階で要望している項目はございません。

パートにつきましては、正規職員ということで対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 私の方からは、県に対して要望しているのかどうかというご質問についてでございますが、今ちょうどまとめているところでございまして、中小企業復興支援のための既存の法制度にとらわれない融資枠の拡大、利率の引き下げ、償還期間の延長、税の減免などの措置を要望したいということで、要望書の方を現在取りまとめているところでございまして、要望については、23日に宮城県知事に対して、議会ともども要望活動していきたいと今考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） はい、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると、正規職員で5人以下ということだと、450軒ですか。5人以下が450軒と今言いましたよね。相当の数があるんですよ。それで、被災した数が50軒と。これは、完納しているかどうかというのは調べていないのね、そうするとね。ほとんど借りられるかどうかわかりませんが、30軒程度予定しているということでございまして、これはこの従業員5人、非正規のところは当てはまらないんだね、そうするとね。非正規で雇っている事業所というのは、どれぐらいあるんでしょうね。私よくわからないのですが、結構パートでお勤めされている方が町内に多いわけで、そういうパートの方々で成り立っているお店というのも相当数あるのではないかという気がするのですが、そこは含まれないという関係になるのかなという感じがするのですが、その辺の把握はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 5人以下としているわけでございますから、5人、1人でも2人でもということです。

あと、今回の資金については、本当に家族経営的な形で、小規模零細な事業所を何とか救ってあげたいということでございますので、5人以下とさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そうですね。5人以下だから、全体としてはまってしまうと。

あともう一つは、県への要望ですけれども、やっぱりこれだけの大地震で、前から言っているのですが、発想の転換、考え方の転換が必要なのではないかということで、大分ここでも議論されているのですが、今の中小企業の融資関係のお話ですと、今までの枠の延長線上にとどまっているのかなという気がするのです。そういう意味で、もっともっと、岩手県がいいのか、宮城県がいいのかというのはわかりませんが、思い切った施策を町としても求めていくということが、私本来大事なのではないかというような気がするのです。例えば、相当の被災

した中小企業であれば、いろいろ借金も抱えていると。こういう借金をゼロにしてくれというようなことも含めて、下の方から上げていかないと、これは県から国に対する要望にもならないと思いますし、そういう思い切ったことを下からきちんと上げていくという姿勢が大事だと思うのですが、その辺どうなのでしょう。これでは、延長線ではないですか、今までの。もっと思い切った、そういう意味では改善策を求めていくべきだと思うのですが、今度二十何日かに陳情するそうですけれども、それに向かって、もう少し見直しをしたらいいのではないのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどのお話の中で、この要望活動でございますけれども、二市三町、塩釜地区の広域行政連絡協議会という形で県知事に対して要望するというところでございます。一番の要望事項は、例の震災廃棄物です。震災ごみの関係で要望を、まず全額公費負担でやってほしいとか、そういう重点項目が幾つかございます。その中で、産業の復興ということで、中小企業対策を要望事項として入れているわけでございますけれども、今野議員お話のような発想の転換、その制度にとらわれないようなのが必要なのではないかとというようなご指摘もございます。町としても、今後独自の要望活動をしていく必要があると考えておりますので、震災直後からも、各国会議員の先生方とか、さまざまな政務官等々、国の役人の方々がいらしたときには要望活動もしてまいりましたけれども、今後そういったことができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まず、この施行規則であります。この中で今回の、全壊、流出、半壊となっているわけであり。その中で、先ほど副町長が答弁した中で、小口融資も、借り入れることが銀行等の中でできない方も救うのだとお話をしている関係から見れば、私は一般商店街の方で一部罹災も、そういう方、本当に苦しい方は一部罹災だと思うのです。そういう方に、やはり貸し出しする必要があるのではないかと、私はそう思うわけであり。半壊とか全壊等になった場合の商店とすれば、国の施策等の中でも、十分に金額等の中で大きい金額も貸し出しするような状況にあるわけであり。

そんな中で、例えば松島海岸地区、高城地区、大体3カ所ぐらいの地域的に分けて見て、実際に50軒の商店街の割合はどうなっているのでしょうか。そして、町自身が、50軒の店が罹災されたということの証明、申請された方だけを受けたのか、実際に町が歩いて、その方を確認して50軒というのがあったのかどうかお聞きします。

- 議長（櫻井公一君） 50軒の内容について、はい、阿部産業観光課長。
- 産業観光課長（阿部祐一君） 50軒の内容につきましては、町に罹災証明、被災証明ということで申し込みされた方の名簿の中から、私の方で拾った数字でございまして、実際に現場まで確認した軒数ではございません。あくまでも被災証明、罹災証明を提出された方でございます。
- 議長（櫻井公一君） 一問一答でお願いします。14番片山正弘議員。
- 14番（片山正弘君） 私言ったので、まだ答えていないのですけれども、まず、私は一部罹災も入れるべき。そういう方が一番大切なのではないかと言っているのです。どうして半壊とか流出、全壊と決めつけたのか、その根拠をまず聞きます。
- それから、限度額、100万円にした限度額もお聞きしたいと思います。
- それから、貸し付け申請者の住民票、要綱の中で、貸付者の納税証明とか、あらゆる物が出ている中で、8番目に、「ほか町長が必要と認める書類」というのは何なのでしょうか。これ以上の書類はあるのでしょうか、お聞きします。
- 議長（櫻井公一君） それでは、一問一答でありますので、まず、一部罹災について、なぜ入れなかったかということについての答弁を求めます。阿部産業観光課長。
- 産業観光課長（阿部祐一君） やはり半壊程度で50軒ぐらいの方の申し込み、罹災証明の申請がございましたので、その中で対応していくというところで、一般財源ということで考えた場合に、半壊以上が限度ではないかと考えて、半壊以上にさせていただいたところでございます。
- 議長（櫻井公一君） はい、14番片山正弘議員。
- 14番（片山正弘君） では、まず、半壊以上としたということですが、先ほど、小口融資等の中で借り入れもできない方を救うためにも、町零細企業の方に貸すのだということであれば、一部罹災された方の方が本当に苦しいのではないかと私は思うのです。それ以上の方は、半壊とか全壊したぐらいの方でしたら、十分に、私は海岸沿いなんか見ても、あの方たちは十分に力のある方だと私は思っています。それに該当しない方を救ってやるのが、今回の町の融資ではないのかと思いますから、私は一部罹災も認めるべきではないのかと思いますが、どう思いますか、町長。
- 議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。
- 副町長（西村晃一君） その点につきましては、我々も検討いたしました。これはあくまでも一般財源だけでやるということから、想定する対象数が50軒あるということからすると、一部損壊まで含めると、かなりの数出てくるだろうと思っております。
- また、この貸し付けの制度を発足することによって、さらに罹災証明なり被災証明なり、そ

ういった申請が出されて、半壊以上世帯がもっともっとふえてくるのではないかと考えておりましたので、一部損壊はまことに申しわけないのですが、半壊以上という考え方になった次第でございます。

○議長（櫻井公一君） 14 番片山正弘議員。

○14 番（片山正弘君） 私ちょっとその辺の、商工業者の 1 人として、本当に零細の方としてみれば、一部罹災された方が、小規模の町の融資さえも、町から断られている方がたくさんいるわけです。そういう方を救うために今回はやったと先ほど言っているのに、一部罹災された方が一番苦しんでいると私は思うのです。そういう方たちは小口融資も借りられないのです。そういう方のためにするのであれば、一部罹災された方に、ぜひ温かい手を差し伸べるのが、私は大橋町政の一番いいところではないかと思うのですけれども、この辺をやらなかったというところに、町長の答弁をいただきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃっている趣旨は大変よくわかるわけでございますが、町の一般財源です。何の国費、県費の補助もない中で、できる限度というものはやはりあるのだらうと。そういうふうに考えますと、ほかの支援制度の中でも、これも建物なんかについても、一部損壊についてはなかなか出てこないということもあります。そちらについても出ればいいわけですが、そういかない事情というのがありますので、その辺は御理解いただきたいと。

そして、この制度でもって全然救われたいのではないかというふうな、ちょっとニュアンスでお聞きしたわけですが、これまでの制度よりも幾らかでも改善、前進した制度であると私は認識しておりますので、全部かゼロかというようなお話ではなくて、できるだけ多くの方を、町の財源の中で、救える範囲の中で努力して救うという趣旨をご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 14 番片山正弘議員。

○14 番（片山正弘君） 確かにそれは、町長の言っていることは、町の税金を使ってやるのだからということでありまして、やはり私は、一番零細企業を救うということの立場から見れば、一部罹災をぜひここに入れるべきだと私は思います。これを入れなかったら、この意味はなさないと思います。これ以上の人は力がありますよ、皆さん。

私も、商工会の中で今国の方から委託を受けて、審査機関をやらせていただいています。その中では、もう国はもっともっといい条件で保証人もなしで、いっぱい貸していますよ。だから、私はそこに行くときには、ぜひ国の制度を使いなさいと私は言っている方なのですけれど

も、この中でいってみて、保証人はつけなくてはならないというような方であれば、相当やはり一部罹災された方の方が多いのだろうと私は思うのです。そうでなかったら、保証人なんか要らないですよ、ここに。それぐらいの町の方向性を定めるべきだと私は思いますよ。ですから、やはりここには一部罹災も入れるべきだと私は思います。

○議長（櫻井公一君） 14 番片山正弘議員、答弁を求めていますか。

○14 番（片山正弘君） はい。

○議長（櫻井公一君） では、再度答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町民の方々、大なり小なり災害による被害を受けているわけです。それは、先ほど高橋議員がおっしゃったように、サラリーマンの方も受けているわけです。そしてまた、先ほどの答弁の中で答えさせてもらいましたけれども、生産財に損害を受けた方について、今回の条例では対象にするとやっているわけでございますけれども、一部損壊というレベルまですべて含んでしまうということだと、では、農林水産業の方はどうなんだという話にもなります。本当にすべての方をお救いできれば、それはいいわけですが、町民の方々、そしてその生産に携わっている方々の全体の数とか、被害の状況とか、そういったものを考えたときには、やはり全体的な公平性というものを考えた場合には、商工業の方だけに一部損壊を認めるというようなことは、片手落ちかなと考えておりますので、このところは半壊以上ということにさせていただきたいと思います。

○産業観光課長（阿部祐一君） それでは、次の質問であります。14番片山正弘議員。

○14 番（片山正弘君） 次に、100 万円とした根拠をお聞きします。

○議長（櫻井公一君） それでは、100万円の限度額について。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 100万円の根拠につきましては、気軽に借り入れでき、あと被害に遭った店舗の簡単な改装、あと当面の運転資金として活用していただくということで100万円にしましたし、100万円以上であれば国・県の制度もございますので、そちらを使っただくような形で進めていきたいと思っておりました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14 番片山正弘議員。

○14 番（片山正弘君） そうすると、町に 50 軒あった中で、100 万円あれば、店舗改修したり、そういうふうな内部運転資金等に十分流用できれば、その店が生き延びられるという判断のもとで決めたのですか、もう 1 回だけ確認します。

○議長（櫻井公一君） はい、再答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） そういう形になりますけれども、当面の運転資金としては100

万円で何とか再建していただきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） はい、14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 何かその100万円の根拠というのは、あいまいのような感じがいたします。まあ、それはそれでいいでしょう。次に移ります。

次に、ここに、貸付者の住民表、納税証明書、あらゆるものを添付しなくてはならない。それ以外に、町長が必要と認める書類というのは、どういうものなのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 被災状況がわかる写真等もつけていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、貸付者は、被災、罹災の証明書をとって、ほかに、さらに町長が認めるのは、写真とかそういうのが必要なのですか。ちょっとこれはおかしいのではないですか。その辺はちょっと整理してください。答弁を求めます。

○議長（櫻井公一君） そのままお待ちください。答弁を整理させます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） あと、その他に考えられるのが、例えば業者からの見積書的なものとかを添付していただければと。そうすれば、あと使い道もはっきりするということもございまして、一応そのような形に考えております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 普通、お金を借りるときには、そのようなのは当たり前の話です。書類には罹災証明をつけたほかに、運転資金借りるのに、見積もりどこからとるのですか、運転資金を借りるのに。おかしいのではないですか。その辺は。ただ、張ってつけたようなものじゃないですか、今の答弁は。私はそう思うのですが、どう思いますか。もう1回答弁をいただきます。

○議長（櫻井公一君） はい、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 規則の審査の中でも、実際に被災証明、罹災証明は役場の方で持っているので、それを改めて提出していただくというのはありません。先ほどのは訂正していただきたいと思えます。行政で調査しているので、あえてそれを欲しいということはありません。

あと、今のところ、その他町長が認める書類というのは、今のところ、はっきり申し上げて、これだというのはありません。ただ、今後、必要な場合が発生するというので、ここに規則の中で設けております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、町では罹災とか、そういうのはもう既に調査しているから、本当はここに載せなくてもいいのしょうけれども、そういうことがあって、さらにこれは書類の添付事項ですから必要なのだろうと思うわけでありませう。

そうすると、担当課と総務課の中では、その辺の意見の疎通というのがされていなかったような気がするのです。ですから、こういう貸付要綱をつくる時には、きちんと各課で調整をして、答弁は統一したものにすべきだろうと思います。それについて、総務課長から聞きます。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かにここの規則の中で、例えば第3条の（4）、ここにはこううたっておりますけれども、となると、先ほど私が言った答弁と違ってくるということなので、ここのところは、当然役場で持っているものは要らないということなので、言葉は削除と。

あと、言われるとおり、答弁が違っているというのは確かにありますので、気をつけます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私もこの議案書をいただいたときに見まして、私も借りられるのではないかとと思って本日臨んだのですが、後から出てきたこの施行規則の方ですね、これを見ましたら該当しないと。そういうのがっかりしたのでありますが、それで、今各議員からいろいろ質問が出まして、これから採決するのでしょうか、私実際に本当に迷っております。起立すべきか、座ったままにしようかと。その判断材料の一つとして、規則の方、対象が大体50軒ぐらい、それで最大限30軒だと。100万円ずつ借りたら30軒だという予算なので、もしこれが1年ぐらいたって、借りる人が何軒もいなかったと。そういった場合、改正するような、条例は議決事項なので議会に諮らなければいけないのしょうが、規則の方は別に議会には出さなくてもできるのしょうが、そういう考えがもし執行部の方にあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今回、こういった形で御説明申し上げておりますので、借り手が余りいないときにつきまして、ちょっと仮のお話でございます。そのときは、またご相談なりするということでございまして、現段階ではそこは白紙ということで、今お願いしているのは半壊以上で、こういった資金を貸し付けるという制度について審議していただいているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 今副町長の答弁をいただいたのですが、仮の話なので、もしそうなったときはという話だったのですが、こういう条例を出す場合、補正なんかでもそうなのですが、議会の方から何回も申し上げているとおり、例えばその前の段階でこういうのがあるとかという話があってもしかるべきなのではないかと、よくありますよね。なかなかこういう緊急なもので全協を開くとか、そういうのはできないのでしょうか、そういうのがあれば、例えば片山議員が言っていたような、今いる議員は一部損壊まで含めたらいいのではないかという意見がほとんどだと私自身思っております。ですから、やはりこういうような案件も、時間的余裕がなかなかなかったというのが答弁になるのでしょうか、ぜひ議会の方の意見も聞いていただいて、今回のあれでは随分議会からの要望を聞いていただいているような気もしておりますので、ぜひそういう点でも執行部の方に考えていただきたいと思います。これは要望ですので、いいです。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、議案第56号松島町商工業災害再建資金貸付条例については、否決されました。

日程第5 議案第57号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第57号平成23年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第57号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第2号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,105万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年5月18日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長(櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第57号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う復興支援等について補正するものであります。

歳出につきましては、4ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費につきましては、東北地方太平洋沖地震によってお亡くなりになった方や被災された方に対し、町として見舞金を支給するため補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、東北地方太平洋沖地震に関する国の第1次補正予算に基づき、町が主体として実施する損壊した一般住宅等の解体工事及び現地調査並びに解体工事の積算等に関する経費を補正し、また、町民の皆様から搬入される災害ごみの分別及び処分場への搬出業務につきまして、岡山県倉敷市よりご支援をいただき実施しており、これら倉敷市職員に係る宿泊施設の借上料について補正するものであります。

4款衛生費、1項6目公害対策費につきましては、東北地方太平洋沖地震に伴い起こりました福島第一原子力発電所の事故によって発生している放射性物質を測定することにより、町民及び観光客の安全安心を確保するために、放射線量測定器を購入する経費を補正するものであります。

7款商工費、1項2目商工業振興費につきましては、商工業者の方々の事業再建、支援対策としまして、商工業再開再建資金貸付金を創設するために補正するものであり、3目観光費につきましては、地震により被害を受けた三十刈駐車場等の補修工事費を補正するものでありま

す。

9 款消防費、1 項 3 目災害対策費につきましては、今回の大震災の対応を踏まえ、災害時の各避難所ごとの水の確保が重要であると考え、すべての避難所に給水タンクを配備することにより、早急に災害時の水の確保を図るものであります。

歳入につきまして、3 ページをお開き願います。

15 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、災害廃棄物処理事業に係る財源が国より示されたことに伴い、2 項 1 目民生費国庫補助金へ財源更正するものであり、あわせて歳出でご説明しました損壊家屋外解体事業に対する財源を補正するものであります。

22 款町債、1 項 4 目民生債につきましても、損壊家屋外解体事業に係る町負担分について、災害廃棄物処理事業債を補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、先ほどの議案第 56 号で、松島町商工業災害再建資金貸付事業ということが否決されましたので、今回この補正に予算が載っております。これで修正をした補正予算で対応を…
…。いいの。では、わかりました。

それでは、質疑に入ります。16 番今野 章議員。

○16 番（今野 章君） 先ほど、今議長のお話にもありましたように、商工業災害再建資金貸付金ですか、3,000 万円、これにかかわる条例が否決されたということで、この第 57 号の補正予算は否決される可能性が非常に高まったのかなという気はいたします。そうしますと、残念ながら災害見舞金、損壊家屋の解体等、こういった事業が先延ばしになってしまうのかなという気がするのですが、いずれ執行部の方でも早々に見直しをして、再度臨時議会ということになるとは思いますが、せっかくでございますので、質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、損壊家屋解体の関係なのですが、資料を出していただきまして、損害解体家屋の瓦れき等の撤去です。こういうものについては、国の方で 100%措置をしますよということできずと新聞、テレビ等でも流れておりまして、今回いただきました資料を見ますと、まずこれは、かかった経費の、松島町の場合ですと 2 分の 1 を補助をいただいて、残りの 50%分については起債で見ると。その起債の元利償還については、後で交付税措置をするという書き方になっているようなのですが、交付税措置というのは、いわゆる普通交付税なのか、特別交付税なのか、その内訳がどういうふうになっているのかということも教えていただければと思えます。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁を求めます。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的に補助は最低限の2分の1と。ただ、今後の事業量とか収入額、これは普通交付税の言葉で使うのですけれども、それによって変わってくるということなので、今回の補正の中では2分の1と。ですから、これより下がることはない。ただ、今後上がる可能性は大きいということです。

あと、起債を見るということなのですけれども、100%起債かということ、詳細に読んでいくと、国では全部見るよと。基本的には95%が普通交付税、あと5%が特別交付税でという今のところの流れです。ただ、これが確実かということ、国の方でも2次補正とかいろいろなのが入ってきて、起債の考え方と交付税の考え方が変わるかもしれないのですけれども、今得ている情報では、交付税の中で95が普通交付税、残が特別交付税という流れになっております。

○議長（櫻井公一君） はい、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、残り2分の1の起債に対して、普通交付税95%、残り5%を特別交付税ということになるかと思いますが、そうしますと、95%が普通交付税となると、考え方としては、国の方が普通交付税の考え方を変えてしまえば、いわゆる補てん部分というのはころっと変わっていくと。町ではこのぐらい起債を起こして事業をしたけれども、十分に補てんされてこない可能性もあるということになるのかどうかですね。その辺についての見通しはどうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 起債の償還に対してという形で来ますから、ではどうなのだと。今回、その中で、県の方でも環境省とか呼んで、その話は出ました。いろいろな会議の中で。今までですと、普通交付税とかだとどんぶり勘定の中でわからなくなるのではないかというおそれがあるので、それは大丈夫なのですかという中で、民主党の閣僚の方が、大臣ではないのですけれども、その次の政務官なのか、その方々の話では、ちゃんと色分けした中でこれは見ますから、安心して下さいとは言っています。それは文書化になっていないのですけれども、ただ、文書の中では、当然普通交付税元利償還、この部分はこうだよということでカウントしますとはなっています。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） いずれ、色をつけるという話にはなっているけれども、つまるところ普通交付税なのでどうなるかわからないという面はあるのだなという認識でいたいと思います。

そこで、お伺いしますけれども、この損壊家屋の解体なのですが、既に損壊家屋で解体して

いるところもあるわけです。危険な建物ということで、みずから解体したところもありますし、例えば高城駅前にありました瀬戸物屋ですか、ああいうところも大分傾いてきて、隣近所に迷惑をかけてしまうのではあれだということで解体されたとか、あるいは、迎山の町東ですか、畳屋の倉庫が崩れて、ああいうものも片づけたとか、こういうことがあるのですが、そういうものについてはどうなるのかです。既にやってしまったものについても、全部 100%瓦れきの処理として見てくれるのかどうかです。

それから、現在でも倉庫等で崩れたままの状態が残っているようなところもあります。それから、現在でも建っている状態で、倒壊の危険があると思われる倉庫や家屋といますか、空き家になっているものも含めてあるのですが、そういうものに対する考え方というのは、どういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際この法律というのは、基本的には前もお話ししたとおり、民の場合は国費が入らないというのが国の方針だったわけなのです。その中で、これはだめだということで、阪神淡路大震災の例がありました。今回も民の瓦れきとか、その分も当然国で見るべきと。国の負担ではなくて、国で補助すべきということになっています。ただ、とっくにやっているところは、3月11日の間にやっているところはあると。では、そうなるかという、それは見ませんよということではなくて、さかのぼって行政側も施行するのですけれども、今までの考え方とは変えて、契約をし直しして、やっぱり契約はしなくてはいけないようなのです。会検が入るので。さかのぼって、その手当ては、かかった費用は見ますよということになります。ですから、過去の方も、今現在業者を頼んでいる方も、当然それは公平感を持つためには見ますよということなのです。

ですから、私たち行政では、そういうのはいいのですかと逆に国に問いかけると。あと、会検もこれは入ると。会検の前に、環境省が財務省立ち会いで、報告に基づいて調査も来ると。結構チェックは厳しいようなのですけれども、それもいいということになっております。

あと、作業場、あとは、町村が認めた場合という言葉がどうなのですかというのが、町村の判断ということになれば、行政としては、ある程度補助金は、今のところ2分の1ですけれども、8割とか9割近くなる可能性もあると。財源手当があるとなれば、過大解釈ではなくて、運用をいい方向に見るとというのがいいのかなと思っていますから、当然判断の中では見るべきなのかなという方向で進めます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今、既にやったものについては、そうすると個人と業者が契約してやったと。これは領収書もあるだろうと。だけれども、そのやった工事についても、行政と業者が改めて契約をし直した形で、行政が事業をしたのだという処理をするという話でしょう、今のはね。そうすると、それをすることによって、今まで個人で瓦れきを撤去した人も、自己負担なしで瓦れきの撤去をしたということになると、そういう解釈でいいのかどうか、そこだけでも1回確認します。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今の政府の考え方としては、時期がおくれたということは認めていると思うのです。では、これからの人だけ行政が入っていいのかということが議論になったと思います。ですから、今まで業者に頼んで、例えば100万円かかりましたよと。契約を取り交わしていますよと。請求書来ましたよということになれば、先ほど申し上げたとおり、普通私たちは考えられない契約のし直しをしてということで、できますよということです。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、その瓦れきと認定する部分といいますか、そういうのはどういう考え方なのかということなのです。例えば、先ほどお話ししましたように、道路の方に、畳屋なんかは倉庫が倒れていったと。これは当然道路に倒れたので行政がやるということはあると思うのですが、倒れないけれども危険で倒れそうな建物とか、倉庫とか、現状あるわけです。例えばすぐその電気屋のようなところも、支えて、歩道側に支え棒を出しながらやっているようなところもあります。それから、この間もお話が出ましたけれども、通学路になっていた場所で石積みの倉庫のようなところもあります。そういう建物等、危険箇所を含めて、今回の損壊家屋の解体ということの対象になっていくのかです。どこまでそういう対象として見ていくのかという考え方、どんなふうに整理されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的にはその自治体の判断ということで、非常に私たちとしては、はっきり国とかで示してほしいというのが本当の気持ちです。ただ、国の基本的な考え、壊れているのが全壊なのですから、あと床上とかになれば全壊といういろいろな判定がありますから、全壊は当然なると思います。あと、大規模半壊もなると思います。あと、判断が難しいのが、その自治体、その町村によって半壊も入れるかどうかということなのですけれども、今回の補正に当たっては、半壊も町としては当然見るべきであろうということで、半壊の部分も松島町としては、この対象になるという考えです。

あと、通学路とかブロック塀が斜めになっているとか、ひびが入っているとか、そういうのは運用の中で、当然危険ということがありますから、ほぼそういうものはこの中に入るのではないかというか、入るべきだと思って、補正の中で載せています。

ただ、この数値が、最大を見てということではなくて、今後補正はあるであろうということで載せていますので、これが全額ということではありません。今後調査とか進んでいきますと、途中で追加の補正とか臨時議会をお願いして入っていく数字ですから、この倍になるかどうかという確たる数字が、ちょっとなかなかつかめないところもあるので、増額は今後あり得るといふ数値であります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） おっしゃられるように、これからどんどんふえていけば、この補助率も上がってくる可能性もあるわけですね。そういう意味では、多くなった方がいいのかなという考え方もありますよね。

聞きたいのは、私この間の 28 日の臨時議会のときも申し上げたのですが、この問題については環境省の方で指針を示したわけです。その中に書いてあるのは、倒壊の危険がある場合には専門家に見てもらって、建物の価値がないと認められたものについては、解体撤去していいよと、これが国の指針になっているわけで、高城の通りを歩いただけでも何軒かあるんです。もうこれは倒壊しそうだなど、かなり古くて危ないなど、もう 1 回揺れが来たら、隣のうちに迷惑がかかるのではないかなど。私ら素人ですから、専門家ではないですから、どこまで見て正しいかわかりませんが、見ていると、これは壊した方がいいのではないかという建物等もあるので、できればこの際ですから、そういうものも含めて見ていくということにしていった方がいいのではないかと。

今後、町長がまちづくりを考える上でも、町の中にそうやって空き地をつくっていけば、そういう空間利用をした事業も進めやすくなっていくのではないかと、こんな気がしますので、先ほど答弁の中にもありましたけれども、緩やかな形でこの制度を活用しながら、今後のまちづくりというものを考えていくべきではないかと思うのですが、そのような基準、なかなか難しいところはあるのだと思うのですが、もう 1 回その辺どうなのでしょう。具体的にこの通りを見て。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的には、補助率が高いと、高くなるであろうと。あと、起債とか交付税で見られるということになれば、今野議員が言われるように、緩やかにというか、会

検が入るので、過大解釈すると当然返還とか出ますけれども、財源が、十分手当があるということになれば、それはそれなりの考え方で町の判断でということがあります。ただ、許容範囲を超えれば、それは会検のところに入るの、そこは運用をうまくしていきたいと思います。

あと、細かいところは危機管理監の方から。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今、総務課長が述べたのがすべてになるかと思えますけれども、私の方から2点ほど補足で説明させていただきますと、今回の事業というのは、木造にしても、鉄筋コンクリート製の建物にしても、解体という業務に入りますので、当然これは解体に関しての現地調査をして、建築士によつての積算を行っていただくこととなります。その積算した金額に基づいて、既に終わっている方々の契約した金額がどうなのかという判断材料になっていくということになりますので、まずそれが第1点になります。

それからあと、先ほど総務課長が言ったように、市町村が危険と認めるというところが一番難しいところでして、やはりそれは、建築士にこれから依頼していくわけですが、実際に現地調査をしていただいて、まだこれから解体をしたいという方の申し出があった場合は、これはすべて現地調査になりますので、それに基づいて判断をしていただく。例えば4月7日のような余震があっても、この家については大丈夫ですよという判断になるのか、その辺が一番難しいところだと思います。特に鉄筋コンクリート製の建物になりますと、その辺はますます、1級建築士の世界に入っていきますので、大変難しい分野になるかと思えます。

それから、既に終わっている方々については、当時の契約書なり見積書がなくても、契約書等をもとにして、あと写真があれば写真を見せていただいて、それからあと間取りとか、それによつて、耐久でき得る耐力壁がどういった形であったかという想像ができますので、そういう聞き取りもしていきながら、判断材料になっていこうと。それが、会計検査のときに、こちらが答弁していく材料になっていくということにもなりますので、そういう形で取り組ませていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひこの問題については、ここの議会でも何度も話題になっていますように、通学路等も含めて、危険だと見受けられる箇所がございますので、ぜひ早い取り組みをやっていただきたいと思えます。気仙沼市なんかでは、5月16日から家屋の解体撤去をしてほしいという人の申し込みを受け始めているということもございますけれども、本町では行政側が歩いて、お宅を訪問して撤去しませんかという聞き方をするのか、どういう段取りで進め

ていくおつもりなのかお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的には、議会でこの予算が通れば、流れとしては、被災証明、罹災証明、調査していなくても、個別には郵送でと。プラス、広報と。中に入れるとなかなか見ない可能性もあるので、広報と同じ時期で配付ということを考えていました。

ただ、軒数がふえるであろうと。一気に来られると、なかなか対応するのが1日とかでは難しいということなので、税の申告ではないのですけれども、地区割を何回もやっていかなければいけないのかなと。多分すぐに口頭で終わるものではなくて、結構1軒、1軒の聞き取りとかあると思うのです。現場を見ても。となると、地区割とかそういうのもしていかなければならないのかなと考えておりました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） きのうち私も第二小委員会で現地をずっと見てきました。それで、お話を聞いていましたところ、この建物危ないなと思って、近所でお話を聞いていたら、松島町に住所を置いてはいるんだけど、本人はここにはもう住んでいませんよというのもあるようです。ですから、当然罹災証明も何ももらいに来ていないと思うのです。そういうケースもあるので、独自に危険箇所の調査もしながら、そういう危険な建物の除去という方向に向けて、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

私の方から、この問題についてはこれで終わりにしたいと思うのですが、あともう一つ、今回補正を組んでいただいて、先ほども一部損壊の方々に対する云々という話がございました。これも委員会等でずっと私もお話しさせていただいておりますし、それ以前は、例えば被災住宅に対してリフォーム助成制度のようなものをつくって、この地震で災害に遭った方々が、町の助成金で少しでも負担が軽くなるような考え方をすべきではないかというお話をさせていただいてきておりますが、リフォーム助成制度ですと、さらに被災を受けない方々も含めて申し込みということになりますので、財政的にもかなり大変だということになるかと思えます。

ただ、全壊、大規模半壊、半壊ですか、こういう部分というのは生活再建支援金ですか、こういったものもいただけるわけですが、先ほどからお話ありますように、一部損壊等、こういう住宅というのはほとんど支援がないわけです。ですから、そういう意味で、サラリーマンというお話もありましたが、サラリーマンの方々がまず立ち直るという点では、住んでいるうちをきちんとするということが大事なのではないかと思えます。そういう意味で、一部損壊家屋に対する支援金制度のようなものを私は考えた方がいいのではないかと考えていたのですが、残

念ながら補正予算にも出てこない。こういうことで、今後のそういうものについて考えていくという姿勢があるのかどうか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 住宅リフォームのご質問でございますけれども、住宅リフォーム事業、震災前に今野議員からご質問いただきまして、我々としても非常に景気浮揚策として有益な事業なのかなということで、前向きに考えていた事業でございます。当時の経済状況からかんがみますと、本当に建築業者の景気浮揚ということで適切な事業になっていくのではないかと思いますけれども、やはり今回の震災、余りにも広範囲な大規模な震災による被災状況、その状況は、その当時と比べますと激変したと我々は認識しております。つまり、そのリフォーム事業というのは、景気浮揚で考えていた以上に、今飛躍的に増加しているわけございまして、言い方が適切かどうかわかりませんが、復興のための復興景気というような状況になっているのではないかとございまして。そういったことから考えますと、補助金を交付してのこういった需要喚起の必要性というのは少なくなっているということでございまして。また、業者自体も、もはや手いっぱい状況かなと思っております。

それで、お見舞金のときにもいろいろそこは議論いたしました。我々内部でも議論いたしましたけれども、やはり全壊、大規模半壊、半壊、この数が余りにも膨大な数でございます。ですので、一部損壊の方まで手厚くお見舞金なり補助金なりということで、支援金なり支出できればよろしいのですが、過大な財政負担になるということを考えますと、そこはそこまで、やはり半壊以上の見舞金ということで、見舞金のご質問ではないのかもしれませんが、見舞金についてはそういった考え方でとどめさせていただいたというところでございまして。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 言ってみれば、全壊の場合ですと、基礎支援金で100万円ですよね。さらに追加支援金200万円を合わせて、最高で300万円になると。大規模半壊で基礎支援金が50万円、加算の支援金をつけて、一番低くて100万円という金額の支援金が出るわけです。ところが、一部損壊となると全然出ないわけです。ですから私は、リフォーム制度は景気対策としても有効だから、ぜひやってみてはいかがかと申し上げたのですが、これは景気対策ではなくて、今度はあくまでも震災の被災者支援対策として、そういう交付金、助成金制度というものをおつくりになってはいかがなのかなと、こういうふうに今思うわけです。

先に言いますけれども、国会で5月11日だったと思いますけれども、共産党の大門実紀史議員が質問した記事を読みますけれども、「現行の被災者生活再建支援制度の適用対象外とな

っている半壊未満の被災住宅に対する補修費用に対し、自治体が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成することは可能かとたどしました。国土交通省の井上俊之審議官は可能だと認めました」、こういうふうを書いてあるわけです。こういうことで、町が半壊未満、言ってみれば一部損壊の住宅ですね。こういうところに対して助成制度をつくれれば、総合交付金制度が使えますよという国会答弁をしているわけです。ですから、そういう意味では、町がそういう助成制度をつくれれば、いわゆる何の補償もされない一部損壊世帯に対しても、一定の負担軽減策を講じていくことができるのではないかと思います。きょうのきょうで今答えろというのも難しいのかなと思いますが、ぜひこういう制度を活用して、一部損壊等々の世帯の負担軽減策を講じるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 5月11日での国会審議の場での国の方の答弁だというお話でございます。私も今初めてお伺いしました。事実関係等々を調べまして、また、国・県に確認するなどして、適切なそういった財源措置があるのかどうか、それも含めてそこは検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめこれを延長します。よろしくご理解願います。

それで、審議が1時間以上経過していますので、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） では、休憩をとります。

再開を4時25分といたします。

午後4時15分 休 憩

午後4時25分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野 章議員。

○16番（今野 章君） 終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ということでもありますけれども、質疑なしでよろしいですか。

15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 家屋の解体で今野議員が質問しておりましたけれども、確認したいので

すが、ひとり暮らしなんかで、入院しているとか施設に入っているという人がおりますよね。人が住んでいない。人が住んでいないのですけれども、危険な建物というのが結構あります。聞いてみると、人が住んでいないからいいんでないのという答えが返ってくるわけ。そういうのは、この制度でできるのですか。お答えをお願いします。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 家屋であれば、施設に入っている、そこが住んでいる、主となれば、当然そこはなると思います。ただ、その方がなかなか話し合いとか相談できないとなれば、当然委任ということで、だれか代理の方を立ててお話し合いということになります。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それは全壊、半壊関係なく。門扉、塀、倉庫、物置でもよろしいのですか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） さっきのお話し合いというのは、委任されるというのは、その方が施設とかに入っていて、なかなか相談できないという場合は、その方にかわって、だれか代理の方を立ててもらってお話し合いというか、その所有権がこちらにあるわけですから、そういうお話し合いです。

あと、今の瓦れきとかは、先ほど言いましたけれども、町が危険と認めたものということで、基本的にはなりません。ただ、一つ、必ず書いてあるのが擁壁なんです。ブロックとか積んでいるところはいいのですけれども、擁壁は慎重にしなければならないということはどうもあってありますので、中身としては、慎重にその場所、場所を見ながら対応していかなければならないと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それはわかりました。

それから、今回も6,400万円ほど財調を取り崩すわけです。この震災によって、いろいろな金をいっぱい使う状況になっているわけでありまして、今の段階で財調がどの程度残るのか。また、これからどの程度まで使えるのかということをおわかりでしたら、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、今回補正で提案させていただきました。これを踏まえて、まず、今回の6,100万円何がしを差し引くと、きょう現在で5億7,316万6,000円という数字になります。5億7,300万円ほどです。

これから、今後いろいろなことに対応していかなければいけないと。では、この辺をどこに見るかという話になると思います。前にもちょっと同じような質問で、県のいろいろな財政規模で何%、何%と、これも各自治体によっていろいろあるようですけれども、松島、今回このような災害が起きて、いろいろ対応することを考えた場合、町として、一つの目安として、大体3億円ぐらひは最低持っていないと対応できないのかと。ちょっと仕事をやると、すぐ1億、2億行きそうな気がします。ですので、大体3億円ぐらひは最低でも。ということは、今5億7,000何がしですから、約3億円近くがこれからという一つの目安として、今考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 例えば3億円ぐらひが適正規模とは言っていますが、いろいろな面で使われていって、例えば1億円とかの金額になってしまうという状況も考えられます。そうした場合、1億円とか5,000万円とか、そういう額になってしまったら、上というか、国からとか、そういうもので罰則みたいなものはあるのでしょうか。おわかりでしたらお答えください。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的に財調が、幾らが正しいかというのは、基準財政需要額の5%というのが昔はありました。ただ、それだと2億5,000万円とか3億円の話で、では、今2億円、3億円だったら、この災害でどうなったかという、ゼロに近くなったであろうと。

あと、財調がなければ、ペナルティーとかは、実際はありません。国としてのペナルティーはないと。ただ、町として今後の予算を組めるとか、あと監査委員がやっている、公債比率とかいろいろなパーセントの中で、赤とかの団体とかになれば、当然国の管轄下に入って、使用料とかは強制的に上げなければならないという状況にはなります。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 大体は了解するわけですが、町民のためだと。被災だから助けてやると。本当に大事なことでありますけれども、将来にわたって、そのことが負担として町民に戻ってくるということも考えられますよね。ですから、ある程度の適正規模は確保しなければならないと私は思っているのですが、その考え方について、町長の考えがあったらお示ください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話のとおりだと思っております。財調、財政調整基金がゼロになれば、年度、年度の予算を組むにも不可能になるわけです。ですから、ある一定限度の財調額という

ものを確保しておく必要がある。

そういう中で、今回もいろいろ施策をご提案させていただいているわけですが、先ほどお話が出たように、助成の対象を広げれば広げるだけ、そのところは金を食ってしまうということになるわけです。改めて言うまでもないわけですが、持っているお金以上のものは出せないわけでありまして、その範囲の中で町としてやっていくと。これは、民間企業ではありませんので、我々は税金をいただいて、また、場合によっては国からの交付税をいただきながら、補助金をいただきながらやっていくということがあるわけですので。そういったことを考えますと、公金を、公共のお金を使うということの意味を、しっかりと我々も認識しながら、財政運営をしていかなければいけないということがありますので、この辺はご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） はい、15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 最後になりますけれども、将来の負担率の上がらないように、しかもこういう災害ですから、できるだけ町民の要望にこたえるような形で進めていただきたいと強く要望いたしまして終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、議案第57号平成23年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、否決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第4回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時35分 閉 会